

一般競争入札公告

令和4年10月12日
社会福祉法人 健寿会
理事長 鮫 島 隆 晃

社会福祉法人健寿会介護老人福祉施設なごみ荘に整備する、非常用自家発電機設備にかかる整備事業について一般競争入札を次のとおり行うので公告する。

1. 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の種類 非常用自家発電設備取替工事一式
- (2) 納入期限 契約締結日～令和5年2月28日
- (3) 納入場所 社会福祉法人健寿会 介護老人福祉施設なごみ荘
〒840-0521 佐賀県佐賀市富士町大字小副川 562 番地
- (4) 現地視察・仕様説明
ア：当施設において、本日より10月18日までの平日において、現地視察を受け入れます。
イ：現地視察を希望する場合は、事前に次項の4参加申請先担当者に電話または、メールにて参加希望の旨を伝え、現地視察の日程調整を行うこと。
- (5) 入札方法
ア：入札方法＝一般競争入札
イ：予定価格＝落札後に公表

2. 入札に参加する者に必要な要件

入札に参加できるのは、入札時において次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 佐賀県内に本支店を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 自己、自社の役員等が破産者又は禁固刑以上の刑に処されている者がいない事業者。
- (4) 地方公共団体の発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 入札仕様書で定める要求事項を満たす機器を納入できること。

3. 入札日程と提出書類

入札の参加を希望する者は、次により入札参加申請をおこなうこと。

- (1) 提出期限 令和4年10月21日(金) 18時00分
- (2) 提出書類 様式第1号「入札参加資格確認申請書」
- (3) 提出先等 社会福祉法人 健寿会 法人本部事務局
- (4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること

4. 仕様書等に対する質問について

- (1) 提出期限 令和4年10月19日(水) 18時00分
- (2) 提出書類 様式第2号「入札質疑書」
- (3) 提出方法 持参、ファクシミリ、メールにより提出すること
- (4) 回答方法 それぞれの入札参加担当者宛にファクシミリ又はメールにて連絡する

5. 入札参加資格の審査結果通知について

入札参加資格確認申請書を提出された事業者に対しては、入札参加資格の有無の確認結果を令和4年10月25日(火) 18時00分までに電話及びファクシミリによって通知する

6. 入札及び開札について

- (1) 入札日時 令和4年10月28日(金) 10時00分
- (2) 提出書類 ①入札書 ②委任状(必要な場合のみ)
- (3) 提出方法 持参及び郵送によるものとする。(但し郵送の場合は令和4年10月27日(木) 18時00分までに必着とする)
- (4) 入札場所 社会福祉法人健寿会 介護老人福祉施設なごみ荘 会議室
- (5) 開 札 入札の日時、場所に同じ

7. 入札及び契約の条件

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 最低制限価格 無
- (3) 契約保証金 無
- (4) 前払金 無
- (5) 部分払 無
- (6) 契約の締結 落札から7日以内

8. 入札に関する注意事項

- (1) 代理人として入札させる場合には、委任状を提出すること
- (2) 入札書に記載する金額は、非常用自家発電機価格（運搬費、設置費用含む）により算出のこと
- (3) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額。）を加算した額をもって契約額とする。
- (4) 入札回数
 - ①再度入札は1回までとする
 - ②初度入札に参加しない者は、再度入札には参加できない。
- (5) 入札を辞退するときには、入札辞退届により申し出ること。
- (6) 入札の無効
次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。
 - ①入札者の押印の無い入札書による入札
 - ②記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印ない入札書による入札
 - ③金額の訂正のある入札書による入札
 - ④押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (7) その他
 - ①一度出した入札書を書き換え、引換又は撤回することはできない。
 - ②入札に参加する者の数が1名の場合であっても執行する。
 - ③入札者が連合し、または不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しない。
 - ④天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは中止とする。

9. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2名以上あった場合は、くじ引きを実施し、落札者を決定する。
- (3) 予定価格の範囲内で入札をした者が2名以上あった場合は、再度入札を実施する。

10. 本件に関する窓口及び担当者

社会福祉法人 健寿会 法人本部事務局

〒840-0521

佐賀県佐賀市富士町大字小副川 562 番地

電 話 0952-64-2314

F A X 0952-64-2167

メール kenjyu@diary.ocn.ne.jp

担 当 高市 洋